

令和7年度 第1回伊賀市特別職報酬等審議会 議事概要

日時 令和8年1月16日(金) 午後3時～
場所 ゆめぼりすセンター 2階 西会議室1・2
出席者 辻上浩司委員、古川一司委員、佐々木達也委員、仲田卓史委員、本城祐貴委員
辻村美樹委員、澤田洋子委員
事務局 総務部 月井部長、川口次長
総務部人事課 前田課長、高橋給与厚生係長

開会

- ・月井総務部長あいさつ
- ・委員の紹介

1 会長の選出

互選により、辻上浩司委員を選出

2 伊賀市特別職報酬等審議会について

◇事務局より説明（人事課長）

- ・本審議会は、市長の諮問に応じ、議員及び特別職の報酬の額、並びに退職手当の支給制限等の処分について審査するために設置される附属機関である。
- ・市長は、議員や特別職の報酬等の額に関する条例を議会に提出するとき、退職手当の支給制限の処分をするときには本審議会の意見を聴くこととなっている。
- ・今回は、特別職の報酬に関する議案を令和8年2月開催の議会に提出しようとしているため開催され、3点について市長から諮問されている。
- ・委員の任期は年度末まで。
- ・委員の三親等以内の親族に関係する議事については加わることができない規定となっているが、今回の委員に該当者はいない。

3 審議

(1) 期末手当の支給月数の見直しについて

◇事務局より資料の説明（人事課長）

- ・特別職の給料の変遷や現状
- ・一般職の給与改定の状況
- ・他市の答申の状況
- ・伊賀市の財政の状況

◇事務局より諮問内容の説明（人事課長）

- ・市長、副市長、上下水道事業管理者の期末手当の支給月数について、現行は3.6月分であるが、平成21年度及び平成22年度に一般職の期末手当の減額改定に合わせて減じられた以前の年4.0月分へ令和8年度から回復させること。

(質疑等)

会長	事務局より、議論の背景であるとか、議論に必要な様々な状況等について説明がありました。 それでは、1番目の審議事項、期末手当の見直しについて御議論頂きたいと思いますがいかがでしょう。
委員	他の自治体の状況を見ると、給料月額の上上げと期末手当の上上げの2点があるが、今回、期末手当の方で増額させようとする理由を教えてください。
事務局	特別職の報酬については、例年一般職の給与改定について人事院勧告がされる時に改定の可否を検討しています。一般職の中で最上位である7級の最高号級につい

	<p>て、前回特別職の給料月額を引下げた平成18年度と比較して、大幅な引下げを経て今年度によりやく同程度に回復したところであり、今後の推移の見通しも難しい中で、特別職の給料月額について見直しが必要という判断はしませんでした。一方、一般職の賞与については、財政見通しに基づき特別職の期末手当額を引下げた平成20年度と比較して、令和5年度に同じ4.5月分に回復しました。一旦令和元年度にも同じ月数に回復していましたが、その後、令和2年度、令和3年度と引下げがありました。令和5年度以降は2年連続で引上げが続いています。今回、特別職についても、平成21年度、平成22年度に一般職の期末手当の減額改定に合わせて引下げた分については回復させてもいいのではということで提案させていただいたところです。</p>
委員	<p>今回の審議は、市長、副市長、上下水道事業管理者の期末手当を個々にではなく、一括で引上げるかどうかという審議ですか。</p>
会長	<p>個々に決めていってもよいが、現在同じ支給月数になっているので、合わせて議論した方がわかりやすいと考え、議事を進行しています。</p>
委員	<p>期末手当を0.4引上げることだが、以前と財政状況が改善してきたといったことはありますか。</p>
事務局	<p>財政状況が平成20年度、平成21年度から回復してきたかということについては申し上げにくい部分ではあります。今回の提案については、平成20年度、平成21年度に一般職の減額改定に併せて引下げられたという理由に着目しており、財政状況は厳しい中ではあるが、一般職の賞与が引き続き上昇傾向にあるという中で回復させてはどうかという提案になります。</p>
会長	<p>伊賀市合併当初は、様々な投資事業があり、職員も飽和状態でした。その後、行政や職員数の最適化を進めて、新市長の体制になってからの見通しはまだ立てにくいですが、財政力や市債残高は好転してきていると考えています。</p>
委員	<p>好転してきたということは理解しましたが、例えば一般企業であれば、社長の報酬を上げる場合、これからの取組みやこれまでの努力で会社がよくなった分報酬を上げるということならわかるが、伊賀市の財政見通しを見たときにどちらかという悲観的な状況の中で社長の報酬を上げるということはどうか。物価が上昇していることもあり、一般職の給与を上げることは必要であると思うが、市長は別で考える必要があると思います。市長が任命する副市長については引上げでもよいと思います。</p>
委員	<p>物価も上がり、一般職の給与も上がる中で、特別職の回復はしてもよいと思うが、財政状況の厳しさに関しては別で意見することができないか。</p>
会長	<p>一定の結論を出したうえで、附帯意見をつけることはできますし、財政状況に関しての意見は必要かと思います。</p>
委員	<p>ロジックが一般職と特別職で同じでよいのかと考えるところはあります。平成17年度と平成19年度に財政状況が厳しくなるという見通しによって引下げたということであるので、財政状況が戻ってきているということがなければ引上げるロジックにはならないのでは。</p>
委員	<p>物価上昇ということは世間で話題になっているが、例えば最近春闘では物価上昇を賃上げの根拠に使わない。企業の見通しや半期の業績がベースになっている。一般職の方はよいが、特別職の引上げ理由として物価上昇というとは適当ではないかと考えます。</p>
委員	<p>伊賀市の財政状況がしっかりして、これから成長していくということが見えるのであれば引上げはよいと思うが、一般職の給与が人事院勧告により上がっていく中で方向性はわかるが、特別職はイコールではないのでは。他市と比べると低いので、水準を合わせるという考えもあると思うが、伊賀市をどう発展させていくのかという大きな流れが見えてきてほしい。</p>
委員	<p>引上げを判断するポイントとしては、財政の状況。あとは業務量。やはり市のトップのこととなると財政状況を基準に考えるしかないのでは。</p>

会長	審議が難しいところは、その財政見通しについて、前体制までの実績は分かるが、直近の状況と将来見通しが見通せない中で議論せざるを得ないこと。これまでの状況であればこういったことであるが、将来を見据えて最終決定をするようにといった意見にならざるを得ないかもしれない。
委員	今回の議論は、上げるといふことか、平成20年度へ戻すかといふことで少し視点が変わってくるかもしれない。
会長	財政状況等が一時期厳しかったので下げていたけど、財政状況が一応回復しつつある中で元に戻したということですね。
会長	まず、副市長については、4.0の上げるといふことでよろしいですか (異議なし) 次に、市長についてはいかがでしょうか。
委員	例えば、4.0に上げるが1年間の財政状況を見たうえで、また下げるといふことはできるのか。
事務局	上げも下げも条例改正となりますので、市長が提案していくかどうかといふところになります。
委員	平成21年度、平成22年度も財政状況といふことで下げたのですが。
事務局	平成17年度、平成19年度については、過去の答申書にもあるように財政状況に鑑みて下げました。平成21年度、平成22年度については、財政状況の議論ではなく、民間の給与水準が下がり、人事院勧告により一般職の給与も下げられていく中で、特別職についても同様に下げたということになります。
会長	他市の状況も一つの参考にしていただく必要があるかと思ひます。極端に差がないといふこところですが、事務局からの提案の4.0といふことについてはいかがでしょうか。
委員	支給月数と財政力のバランスでみると、伊賀市の財政力はやや低いのでは。
委員	他市の状況を見て、財政力指数も気にはあるが、比較してそれほど上位でもないし、4.0へ戻すといふことはよいのでは。ただ、現市長になって財政の状況がまだ出ていないので、その点は厳しく意見をつけてはどうか。
委員	市長と副市長で支給月数が異なる例はあるのか。
事務局	県内他市、類似団体ともすべて同じ支給月数となっています。
会長	今、3つの意見が出ています。 1つ目は、事務局案通り。2つ目は、市長も副市長も上げるが、附帯意見でカバーする。3つ目は、市長は上げない。 私の提案としては、市長と副市長であえて支給月数を分ける難しさもあるので、4.0への上げとするが附帯意見をしっかりつけて、それを受けた市長がしっかり判断することを求めるといふことではいかがでしょうか。 (異議なし)

(2) 退職手当の算定方法の見直しについて

◇事務局より諮問内容の説明(人事課長)

- ・令和8年度から、特別職に支給される退職手当の算定に係る在職期間について、1年未満の端数がある場合の取り扱いを切捨てから月割りに変更すること。

(質疑等)

委員	そもそも現在の制度になっていた理由はどういったことですか。
事務局	条例制定時の理由は不明ですが、一般職の制度と合わせていると推測されます。
委員	現在、一般職は月割りになっているのですか。
事務局	一般職は切り捨てています。他市の状況で特別職を月割りにしているところについては、一般職と特別職では異なる制度となっています。
委員	一般職が切り捨てであれば、特別職が切り捨てることも妥当とも思える。そもそも一般職が切り捨てている理由がわかれば審議しやすい。

事務局	一般職の理由についても不明ですが、一般的に在職期間が長く、切捨ての影響が限定的ということはあるかもしれません。 特別職について、任期が短いので切捨ての影響が大きいことがあるので、月割りを導入しているところが多いのではないかと思います。
会長	1期4年という中で、途中で辞職されるケースもありますので、いろんなことを想定して、制度があるのかなというふうに思います。
委員	退職手当は辞職の理由によらず支給されますか。
事務局	原則、支給されます。
委員	任期満了が前提で、途中で辞職しても手当は支給しないとイケないということであれば、切捨てでもよいのでは。
委員	途中で辞職すれば、新たに選挙のコストなどが発生するので、月割りで手当がもらえるのは少し違うのでは。やむを得ない理由もあると思うので、理由によって変えることはできればいいが。
委員	月割りということは、働いた期間分が支給されるということでは。
委員	働いた期間の報酬の一部ということであれば月割りには妥当性があると思うが、一方で理由に関わらずというのは違うという思いもある。
委員	一定期間努めたことへの報酬であれば月割りは必要ないが、仕事への対価であれば月割りは妥当。退職手当の性質をどうとらえるかで見方が変わってくるのでは。
事務局	公務員の退職手当については、給与の後払いの性格があるということも言われています。
事務局	他市の状況では、月割りではなく月単位で支給率を設定している団体も多く、退職手当についてはそもそも任期を月でとらえるという考え方をしているということかと思われます。
会長	これまで務めた期間については退職手当が本来支給されるもので考えますと、月割りが適当ということでの事務局からの提案ですが、よろしいでしょうか。
委員	市長については任期を全うしていただきたい。自己都合で辞職しても同じように支給されるのはどうか。副市長はいいが、市長については違うと考えている。
委員	任期は全うしていただきたいが、介護や健康上の理由、死去など難しいこともある。意見をつけることはできないか。
会長	それでは、事務局からの提案どおりとするが、任期をしっかり務めるべきであることについて附帯意見を付けることとしてよろしいかどうか。 (異議なし)

(3) 教育長の給与体系の見直しについて

◇事務局より諮問内容の説明（人事課長）

- ・教育長の給与体系について、扶養手当、勤勉手当が支給されているが、令和8年度から他の特別職と同様に給料、通勤手当、期末手当、退職手当のみを支給すること。また、改定後の給料月額については、現在の年収額を大きく増減させないよう改正すること。

(質疑等)

委員	勤勉手当とはどういう性質のものですか。
事務局	期末手当はその期間在職したことに対して支払われるもの、勤勉手当についてはその期間の勤務成績や出勤状況に応じて支払われるものです。
委員	評価に対して支払われるものと考えてよいですか。
事務局	はい。
会長	年間の支給額をほとんど変えない中での改定ということですが、職務内容が変わるわけでないので、一定の妥当性はあるのかなというふうに見ておりますが、提案の内容で決定してよろしいでしょうか。 (異議なし)

4 答申について

◇事務局より説明（人事課長）

- ・ 審議の内容を基に、事務局で答申書案を作成。
- ・ 各委員への確認については、会議ではなく書面による。
- ・ 市長への答申書の手渡しについては、事務案としては辻上会長へ一任したい。
(異議なし)

5 その他

会長	今回の審議については、報酬を上げる内容が多いので、しっかりと附帯意見を述べていく必要があると考えています。 その他、審議会への意見なども含めて、委員のみなさんから何かありましたらお願いします。
委員	特別職の報酬の審議については、長期間置いておくのではなく、行政の方で財政状況等を検証して、市長が都度諮問するということは難しいかもしれないが、事務局の方で提案をしていただけたらと思います。
会長	今回伊賀市においては長期間開かれなかったということであるが、賃金などいろんな情勢の変化がある度に開催する必要があることについては、意見を附したいと思います。

(終了)